

「委員会等委員の選任方針（平成23年3月1日改正）」抜粋

3 委員会の区分別委員選任

委員の選任は、委員会等の上記区分別に応じて以下のとおり所管部局で事務を行う。

- (2) 上記区分2の②「官房系の機関や府が中立公正な立場として設置されているもの」に該当するもの

本区分は、要綱等で設置運営するものであるが、当該事業を所管している部局以外の官房系部局が設置する委員会や、府が審査庁となる中立公正な立場として設置する委員会であることから、本区分の委員選任手続きについては、従前どおりの取扱いとする。なお、委員の任期については、「附属機関の設置及び運営に関する指針」の「在職期間の制限」に準じて取り扱うこととする。

「附属機関の設置及び運営に関する指針（平成22年10月14日施行）」抜粋

4 委員の選任について

(1) 委員の選任基準

③ 在職期間の制限

任期は原則2年とする。再任は妨げないが、一の附属機関の委員への任命については、(2)①のいずれかに該当する場合を除き4年までとし、一の継続した任期の終了の日から起算して、当該継続した期間と同じ期間を経過した後でなければ、同一の附属機関の委員として選任は行わない。なお、毎年度一定の期間に委員を選任する場合など実質的に継続性が認められる場合については、任期が継続しない場合であっても再任しているものとみなす。

ただし、前任者の任期途中の退任により、前任者の残任期により委員を選任した場合（当該残任期が1年以内の場合に限る）については、当該残任期による期間を除く任期により、前段に掲げる任期及び再任の制限を適用する。

附 則

(経過措置)

2 平成23年1月1日以後、最初の改選に限り、4(1)③の規定に関わらず、市町村長、府議会議員、当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる委員以外の委員の半数を上限として、4年を超えて再任することができるものとする。